

## 平成28年度事業計画

### 【運営方針】

- (1) 公益社団法人としての社会的責任を果たすため、運営の透明性の確保及び経営の安定性の確保を図るとともに、公益目的事業の推進に努める。
- (2) 公益目的事業である法定検査事業の充実を図るとともに、受検率の向上に向けた啓発を行うなど事業の推進を図る。
- (3) 事業の拠点となる施設が整備されたことから、資産の管理を適切に行うとともに、長期的な経営見通しに立った安定的な運営に努める。
- (4) 指定検査機関としての役割を果たす観点から、新たな業務であるBOD検査・分析業務の技術習得及び精度管理の向上に努め、将来に向けた水質検査の充実強化に努める。

### 【事業計画】

島根県における平成26年度末の汚水処理人口普及率は77.0%（うち浄化槽15.0%）と前年度の76.2%（うち浄化槽14.7%）から0.8ポイント（うち浄化槽0.3ポイント）増加しているが、全国平均の89.5%に比べ12.5ポイント低く、さらなる汚水処理施設の整備が求められる状況である。

汚水処理施設のなかで、浄化槽は短期間に比較的少ない費用で設置できる利点があり、中山間地等の人口散在地域においては効率的な汚水処理システムであるため、今後より一層浄化槽の設置促進を図っていく必要がある。

また、浄化槽は適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）が行われなければその機能を発揮しないことから、公共用水域等の水質保全を図る観点から、これらの普及啓発を行うとともに、法定検査の受検を促進していくことが不可欠である。

このため、当センターは、会員である島根県、各市町村、一般社団法人島根県浄化槽協会が連携して、次のとおり浄化槽設置の促進や浄化槽管理者に対する適正な維持管理の普及啓発、法定検査実施基数の拡大等に取り組む。

さらに法定検査の充実強化を図るため、センター内に水質検査室を設置し、BOD検査・分析業務に取り組むほか、益田分室に室長を置き益田地域における検査業務を強化する。

#### 1. 浄化槽法定検査・検査結果検討会事業

- (1) 浄化槽法第7条及び第11条に定める水質に関する法定検査（以下「7条検査」といふ。）を行う。

11条検査については、「10人槽以下の単独処理浄化槽」をはじめ未受検浄化槽への検査拡大のため、目標検査基数を設定し、検査体制を充実させて受検率の更なる向上に努める。

（参考）

7条検査目標基数	1,000基	（27年度当初計画）	1,000基
11条検査目標基数	50,200基	（　　"　　）	49,400基
合計	51,200基	（　　"　　）	50,400基

- (2) 未受検者に対しては、受検案内を送付するなどきめ細やかな対応を行い、法定検査の啓発に努める。

特に「10人槽以下の単独処理浄化槽」については、平成23年8月から設置者に対して受検案内を送付してきているが、未だに申込みをされていない設置者が約4割あることから、案内方法を工夫しながら、行政の協力を得て、引き続き受検案内を送付していく。

なお、法定検査は全ての浄化槽管理者の方に受検していただく必要があること

から、合併処理浄化槽の未受検者に対しても27年度と同様、引き続き受検啓発に取り組んでいく。

(3) 浄化槽管理者の方だけではなく、一般住民の方にも浄化槽の維持管理の必要性を周知するために26年度に作成した受検啓発用ポスターを公的施設等に掲示していただくため、会員である島根県及び市町村に引き続き協力をお願いするとともに、効果的な啓発ができる新たな啓発方法についても検討する。

(4) 検査結果に基づく不適正事項のその後の措置状況について検討を行い、改善指導策を関係者と協議するため法定検査結果検討会を開催し、不適正浄化槽の改善に努める。

①開催回数 東部地区、西部地区 各3回

②構成員 県担当課、各保健所、浄化槽協会

(5) 法定検査項目である「生物化学的酸素要求量（BOD）」の検査・分析業務を行う水質検査室を設置し、BOD自動分析機等を備え、次の浄化槽を対象に、当面11条検査の補完的検査として実施する。

対象浄化槽：7条検査及び11条検査において放流水の水質への影響が懸念される浄化槽

検査時期：上記浄化槽について、検査の翌年度実施する。

BOD検査の導入に合わせて、検査結果の信頼性確保に向けた技術習得を行うとともに精度管理の向上を図るための検査マニュアル等の整備に取り組む。

## 2. 浄化槽普及啓発事業

浄化槽設置基数の拡大を図るために、浄化槽の特徴、利点等について啓発媒体を用いて県民に広く啓発を行うとともに、全国浄化槽推進市町村協議会を通じて国に対し浄化槽施策の充実について要望を行う。

## 3. 行政担当者研修会の開催

### (1) 市町村職員等研修会

浄化槽の整備や維持管理、法制度などの専門的知識を修得してもらうため、行政担当者を対象とした研修会を開催する。

①開催回数 1回

②開催時期 8月

③対象者 県並びに市町村の浄化槽行政担当者

### (2) 中国ブロック浄化槽行政実務者講習会

浄化槽行政の実務を担う職員等を対象に、更なる資質の向上を図ることにより、浄化槽行政の円滑な執行に資することを目的に、中国ブロックの行政担当者を集めて講習会を開催する。全国浄化槽推進市町村協議会が各ブロック単位で実施している事業で、本年度は島根県において、鳥取県と共に開催する。

①開催回数 1回

②開催時期 11月

③対象者 中国5県の市町村及び県の浄化槽行政担当者

## 4. 浄化槽推進検討会の開催

浄化槽を普及する具体的方策等の検討を行い関係行政機関に提案・要望したり、浄化槽の普及促進に関係者が連携した活動を行うため、公共団体職員、浄化槽の普及促進を行う関係団体で構成する浄化槽推進検討会を開催する。

### (1) 開催回数 東部地区、西部地区 各1回

(2) 構成員 県関係課、各保健所、各市町村、浄化槽協会

## 5. 補助対象登録浄化槽実地調査事業

日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽（国庫交付金交付対象）が登録された性能を発揮しているかどうか、実地調査により実証する。

## 6. 新設浄化槽管理者普及啓発事業

新たに浄化槽を使用する者に対し、浄化槽の正しい使い方、適正な維持管理、法定検査の受検義務などについて啓発を行う。

### (1) 設置者講習会の開催

島根県浄化槽協会と共に、各保健所単位で開催する。

### (2) 新設浄化槽管理者フォローアップ事業

浄化槽を新たに使用している管理者に対して、管理者の三つの責務（保守点検、清掃、法定検査）や適切な使用方法に関する理解を深めるための啓発資料を作成し、送付する。

## 7. 検査員研修事業

検査員の検査技術の向上並びに職員の資質向上のため、各種研修会に参加させるとともに、センター内研修等を年3回程度開催し、研修内容の充実を図ることにより資質の向上を図る。